



難病相談窓口 NEWS



VOL. 13

発行:2025年1月10日

難病の患者さんが利用できる制度や サービスについてのご案内

特定医療費(指定難病)助成制度とは

患者さんの医療費の負担の軽減を目的とし、診断された病気の認定基準を満たしている方に対して、医療費の一部を助成しています。

チェック!



対象となる方は・

- ①指定難病の診断を受けており、病状の程度が国の定める基準を満たしている方
- ②指定難病と診断を受けた方で、①に該当しない場合
指定難病に関連した、医療費総額(10割)が33,330円を超える月が申請月以前の1年以内で、3回以上ある方

上記②の10割分を超える目安とは

医療費の自己負担割合(月額)

3割負担・・・約10,000円

2割負担・・・約6,670円

1割負担・・・約3,300円

医療機関の費用+院外薬局の費用の合算でも可



領収書をご確認ください

詳しくお知りになりたい場合は
お気軽にご相談ください

独立行政法人国立病院機構 宇多野病院
(京都府難病診療連携拠点病院) 難病相談窓口
代表:075-461-5121(予約専用:075-461-8309)
(お問合せ・予約受付時間:平日9時~16時)
〒616-8255 京都府京都市右京区鳴滝音戸山町8

